

事 務 連 絡
令和 7 年 1 0 月 1 0 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専 務 理 事 山 崎 篤 男

特定荷主の物流効率化法への対応の手引きについて（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「物資の流通の効率化に関する法律」に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から、全ての荷主に対して、①積載効率の向上等、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮に取り組む努力義務が課されました。

さらに、令和 8 年 4 月 1 日から、一定規模以上の荷主は届け出て、「特定荷主」として指定を受け、上記①～③の物流の効率化に向けて取り組むべき措置に関して中長期計画の提出や定期報告、物流統括管理者の選任を行う義務が課されます。

そこで、改正物流効率化法の令和 8 年 4 月 1 日施行内容につきまして、事業者の理解促進、特定荷主向けに、特定荷主が対応すべき事項等を説明した手引きが別添のとおり公表されましたので、お知らせします。

必要に応じて、貴会会員企業の皆さまにご周知賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上

【公開サイト】

○経産省 HP

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>

○物流効率化法ポータルサイト「関係法令」

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/links/>

【添付資料】

別添 特定荷主の物流効率化法への対応の手引き

【担当】事業部 三浦

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp